

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 白鳥ケアサービス株式会社が開設する白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防特定福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所
- ② 所在地 米子市二本木538-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）の提供に当たるものとする。

管理者は、サービス提供の場面等で生じる事象を適時、適切に把握しながら、職員および業務の一元的な管理・指揮命令を行う。

ただし、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等での兼務も行えるものとする。

- ② 専門相談員 2名以上（常勤換算）

専門相談員は、特定用具販売計画（介護予防特定福祉用具販売計画）の作成・変更等を行い特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後7時30分までとする。

特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）の提供方法、取り扱う種目及び利用料等）

第6条 特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）の提供方法を次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

3 特定用具販売（介護予防特定福祉用具販売）を提供した際には、該当福祉用具販売に要した費用の額の支払いをうけるものとする。

- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル未満は2000円を徴収する。片道おおむね31キロメートル以上は3000円を徴収できるものとする。
- 5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収できりものとする。
- 6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス提供の記録）

第7条 特定福祉用具販売サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容などを記録し、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付等適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

（保険給付の申請に必要となる書類などの交付）

第8条 特定福祉用具販売に係る支払いを受けた場合は、保険給付の申請に必要となる書類等を利用者に対して交付するものとする。また、利用者が保険給付申請をする際の援助を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、米子市・境港市・西伯郡内町村の区域とする。

（高齢者虐待防止のための措置に関する事項）

第8条 事業所は、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に（年4回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

（身体拘束等の適正化の推進）

第10条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

・身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（その他運営についての留意事項）

第10条

1 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は白鳥ケアサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 06年 4月 1日から施行する。